

資料5－関連資料②

事務連絡

令和5年9月13日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会

業務部 医薬・保険課

医療DX推進のための厚生労働省と薬剤師・薬局関係団体 との意見交換会の開催について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療DXを推進するためには、国民、医療機関・薬局の双方がDXの取組の価値やメリットを実感できる仕組みとすることが必要であるとともに、オンライン資格確認による確実な本人確認及び薬剤情報等の共有に必要な同意取得を行うための、マイナ保険証の利用拡大が不可欠です。

このため、国民へのマイナ保険証の普及促進や医療DXのメリットを実感していただくために必要な取組について、厚生労働省と薬剤師・薬局関係団体（日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本薬剤師会）との意見交換会が本日開催されました。

本会が提出した資料をお送りいたしますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○別添

「マイナ保険証の利用促進のための薬剤師・薬局としての取り組み」

（令和5年9月付け、公益社団法人日本薬剤師会）

※他団体および厚生労働省からの提出資料は省略



マイナ保険証の利用促進のための 薬剤師・薬局としての取り組み

医療DXの実現は医療の質の向上に資するものであり、マイナ保険証の活用はその第一歩。

薬剤師が国民・患者に対してお薬手帳を普及した時と同様に、マイナ保険証の利用を積極的に促していく必要がある。

薬局において、来局者に3点セット(マイナ保険証、処方箋、お薬手帳)の持参を習慣付けるための声かけなどの取組を進めていくとともに、学術大会などの場を活用して、会員への周知にも努めていく。

厚生労働省におかれては、現場での混乱やトラブルなどが起きないように、マイナ保険証の信頼回復に努めるとともに、今後さらなる医療DXにおける一体的なシステムへの対応における補助金や税制上の一層の支援を願いたい。

令和5年9月

公益社団法人 日本薬剤師会

医療DX推進のための取組(具体策)について



1. 薬局におけるマイナ保険証の利用促進の強化

—患者へのアクション—

3ページ

2. 医療DXの全体像の整理、周知、理解

—薬局へのアクション—

4ページ

3. 関係者と協力した対応

5ページ

1. 薬局におけるマイナ保険証の利用促進の強化



▼取組事項

- 薬局において、来局者に**3点セット**(マイナ保険証、処方箋、お薬手帳)の持参を**習慣付ける**ための声かけ
(保健医療情報に拠る、より安全・安心な調剤体制／正確な情報が紐づいていることも確認可)
- マイナポータル**の活用による自己情報確認の有用性の啓発
- 薬局における**掲示等による周知**(デジタルサイネージ等の**周知資料**の紹介など)



2. 医療DXの全体像の整理、周知、理解



当初より、オンライン資格確認等システムという全国基盤に薬局が繋がっておく必要があることの周知に努めてきた。

今後は、医療DXの全体像への理解とともに、マイナンバーカードの活用による質の高い薬剤師サービスの提供(健康保険証の提示を求めてこなかった意識の払拭)。

- ・令和5年9月中旬、学術大会及び都道府県薬剤師会会長会(会場:和歌山)
- ・令和5年10月より順次開催の全国ブロック会議における発信
- ・その他、各地での講演における周知



3. 関係者と協力した対応



- ▼ 国(厚労省、総務省、デジタル庁)、三師会、薬剤師・薬局関係団体(NPhA、JACDS、JPA)と協力して、マイナ保険証の利用促進に係る課題等を把握しつつ、各種ツールの活用(ポスター作成、デジタル推進委員の活用等)を進める。
- ▼ 現場がマイナ保険証の活用によるメリットを実感できるよう、各ベンダがオンライン資格確認等システムにおいて確認可能な保健医療情報の全てが閲覧できるシステム構築の徹底に向け、JAHISにおける関係者との連携を推進し、取組を強化すべき。
レセコンや電子薬歴等の情報連携において、標準化・一体化に向けた厚生労働省等の担当部局との連携を推進し、現場にとっての操作性や見読性の向上を図っていく必要もある。
- ▼ 地域の薬剤師会が地域の関係者や自治体と連携し、取り組みを進めて行けるよう、日本薬剤師会として対応していく。
- ▼ 国(厚労省、総務省、デジタル庁)においては、現場窓口での混乱やトラブルなどが起きないように、「マイナ保険証の信頼回復」に向けたさらなる対応をお願いしたい。



参考資料

処方情報共有をリアルタイムでの確認を可能 とすることが安全につながる



■ 処方情報をリアルタイムで薬局が得られることは、 これまで出来なかった院内で使用された薬剤情報 も得られることになり、大変重要な意味を持つ

○オンライン資格確認等システムにおける薬剤情報の共有

院内で使用された薬剤の情報を内包するが、データソースがレセプトデータのため1か月以上のタイムラグがある。

○電子処方箋の仕組みによる処方情報

リアルタイムに共有可能だが、処方箋が発行されたことによるデータに基づく情報であるため、院内で使用する薬剤は院内のオーダーのみとなる。

- 外来におけるがん化学療法では、院内にて注射等により投与されている抗がん剤と、処方箋において投与される抗がん剤とが一つのレジメンである場合や、支持療法として繋がっているものが多く、薬局において処方箋の内容のみを見るだけでなく、処方箋による調剤の際に院内で使用された薬剤を把握することは服薬指導の質の向上、また患者の安全な薬物療法に大きく寄与するものとなる。

令和5年8月29日付け通知

日本薬剤師会から都道府県薬剤師会へ協力依頼



マイナ保険証によるオンライン資格確認の更なる推進について (声かけなどの取り組みのお願い)

(概要)

先日の社会保障審議会医療保険部会で公表された資料によると、薬局におけるマイナ保険証でのオンライン資格確認の利用状況の割合が医療機関に比して大きく下回っていること、また、薬剤情報閲覧も医療機関での利用件数よりも低い状況であることが示されました。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤となる重要な仕組みであり、これにより、院内投薬に関する内容を含めた薬剤情報や特定健診等情報の閲覧、そして電子処方箋の利用が初めて可能となるものです。(略)より多くの薬局利用者にマイナ保険証による資格確認を利用していただくことは、患者に安全かつ効果的な薬物治療の提供を確保する上で、非常に有効な手段と考えております。

薬局の窓口で健康保険証を提示する習慣のなかった患者に対して健康保険証に代わるマイナ保険証の利用を求めることに加えて、昨今のマイナンバーカードに係る様々な不手際もあり、その利用を求めることは容易ではないと想像できますが、

- 薬局窓口での患者への声かけ
- 待合室等におけるマイナ保険証の利用促進に関する掲示

など、貴会会員に対し、その推進に向けて更なるご協力を賜りたいと存じます。